

身体障害者手帳を申請される方へ

重要

この説明は結果が通知されるまで、お手元で保管して下さい。

【ご申請に当たって】

身体障害に該当するか、身体障害者福祉法第15条指定医によくご相談下さい。

区役所や障害者更生相談センターに事前にお問い合わせ頂いても、ご本人からのお話だけで「障害に該当するか否か」をお答えすることはできません。最終的には、提出された診断書の内容で判断されます。

【等級認定】

「診断医が記入した等級意見」が「身体障害認定基準」に合致しない場合は、**診断医の意見と異なる等級に認定される場合や、手帳が交付されない場合があります。**

【手帳交付までの期間】

およそ1か月（文書に不備がない場合）

【文書照会】

ご提出の診断書の内容に不備（記入もれ、記入ミス等）がある場合、診断医に文書照会するため、審査・障害認定に日数がかかることがあります。その際には審査機関である「障害者更生相談センター」から申請者へご連絡をいたします。

【社会福祉審議会への諮問】

身体障害認定基準に該当しない（手帳が交付されない）と判断される場合や、等級認定に当たって専門的な審査が必要と判断される場合は、さいたま市社会福祉審議会に諮問しますので、審査にはさらに日数がかかります。

手帳交付の対象とならない場合は、さいたま市社会福祉審議会への諮問を経て、支援課を通じてさいたま市長から却下通知書が送付されます。

【よくあるご質問】

- ・糖尿病で手帳が取得できるか
→糖尿病により著しく視力を失った。足を切断した。人工透析になった。などの場合、取得の可能性があります。
- ・がんで手帳が取得できるか。
→直腸がんにより人工肛門を造設した。咽頭がんにより喉頭摘出し会話ができない。など、永続した障害の場合、取得の可能性があります。
- ・留置カテーテル、導尿などで手帳が取得できるか。
→二分脊椎などの先天性疾患や「直腸の手術後6か月以上経過」であれば、取得の可能性があります。※直腸手術以外（例：脊髄損傷・子宮手術等）では認定不可。
- ・一時的な人工肛門で手帳が取得できるか。
→永続的なものに限ります。

お問合せ先：障害者更生相談センター 電話：048-646-3128 FAX：048-646-3163

身体障害者手帳に必要な書類

- ① 身体障害者手帳交付申請（届）書
 - 本籍地は都道府県を記入して下さい。
 - 手帳を申請する方が15歳未満の場合には、保護者氏名を記入して下さい。
- ② 身体障害者診断書・意見書
 - 診断書は必ず指定医師（身体障害者福祉法第15条第1項に規定されている医師）の証明であること。指定医師でないと手帳の申請は出来ませんので御注意ください。
 - 診断書料は全額自己負担となります。
 - 指定医師のいる医療機関は、支援課にて情報提供いたします。
★診断書は、証明後3か月以内のものをお持ちください。
- ③ 写真（デジカメ等で撮影したスナップ写真でも可）
 - 1枚（上半身、正面、脱帽）カラー・白黒いずれも可。
サイズ：たて4cm よこ3cm
普通紙で印刷されたものは御遠慮ください。
 - 写真の裏面に、氏名・生年月日を記入してください。
※申請の時にご用意できなくても大丈夫です。
手帳出来上がり時に再度ご案内いたします。
- ④ 印鑑（認印でも可）
印鑑をご持参いただくか、申請書に押印してください。
- ⑤ マイナンバーの確認が出来るもの
個人番号カード、通知カード等。
- ⑥ 申請を提出する方の身元確認書類
 - 官公署が発行した顔写真付きの書類（いずれか1つ）
例：運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳など
 - 官公庁等公共機関から発行された書類（2つ以上）
例：健康保険証、年金手帳など
 - ※申請者以外の方が代理人として窓口にいる場合は、委任状又は申請者の方の健康保険証など、代理関係がわかるものをお持ちください。

【お問合せ先】

西 区	支援課	電話：048-620-2662 FAX:048-620-2766
北 区	支援課	電話：048-669-6062 FAX:048-669-6166
大宮区	支援課	電話：048-646-3062 FAX:048-646-3166
見沼区	支援課	電話：048-681-6062 FAX:048-681-6166
中央区	支援課	電話：048-840-6062 FAX:048-840-6166
桜 区	支援課	電話：048-856-6172 FAX:048-856-6276
浦和区	支援課	電話：048-829-6143 FAX:048-829-6239
南 区	支援課	電話：048-844-7172 FAX:048-844-7276
緑 区	支援課	電話：048-712-1172 FAX:048-712-1276
岩槻区	支援課	電話：048-790-0163 FAX:048-790-0266